

社会福祉法人グリーンウッド  
白丸ケアセンター運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人グリーンウッドが開設する白丸ケアセンター（以下「センター」という）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 センターの介護支援専門員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に  
応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場にたって援助を行う。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。
  - 3 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
  - 4 事業の実施にあたっては、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 白丸ケアセンター
- 二 所在地 東京都西多摩郡奥多摩町白丸263番地

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 センターに勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名  
管理者は、センターの従業者の管理及び業務の管理を行う。
- 二 介護支援専門員 介護支援専門員 2名  
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。
- 三 介護支援専門員の主な職務、居宅サービス計画の作成、サービス事業者、介護保険施設等の連絡調整等に関する事、給付管理に関する事、各市町村から依頼を受けての認定調査を担うものとする。
- 四 担当利用者数は一人おおむね44名までとして、状況に合わせて規定されている人数を超えないものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日 月・火・木・金曜日

ただし、12月29日から1月3日までを除く。

二 営業時間 午前9時00分から午後6時00分までとする。

三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、利用料を徴収しない。

一 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して、支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき、居宅サービス計画を作成する。当該地域における指定居宅サービス事業者に関するサービスの内容等の情報を提供し、サービスの選択を求め、居宅サービス計画及びサービス事業者に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整を行う。

利用者が介護保険施設への入所等を希望した場合は、介護保険施設への紹介その他便宜を提供する。

課題の分析について使用する課題分析票は、「厚生労働省の通知で示された課題分析標準項目を満たす方式」を用いる。

二 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、少なくとも月に1回以上（状態の変化が著しい場合を除く）訪問することにより利用者の課題把握を行うほか、1か月に1回のモニタリングの結果を記録し、居宅サービス計画の変更及びサービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供を行う。

三 介護支援専門員は、サービス担当者会議を利用者宅、事業所内その他必要と認められる場所で開催し、担当者から意見を求めるものとする。

四 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の自宅等において、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じることとする。

2 次条の通常の事業の実施地域を超えて行う指定居宅介護支援等に要した交通費はその実額を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

一 奥多摩町内及び小菅村、丹波山村は無料とする。

二 実施地域を越えて片道おおむね1キロメートル以上の場合、1キロメートルにつき10円。

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で

説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、奥多摩町とする。

（事故発生時の対応及び賠償責任）

第8条 事故等の緊急事態が発生した場合は、速やかに利用者及び家族、その他の関係者に連絡を取り必要な措置を講じる。

二 利用者に対する居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には必要な賠償を行う。

（利用者に関する市町村への通知）

第9条 事業所は、利用者が正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、自己の要介護状態等の程度を悪化させたと認められるとき、及び利用者に不正な受給があるときなどには、遅滞なく、意見を付して当該市町村に通知することとする。

（秘密保持と個人情報保護について）

第10条 事業者及び介護支援専門員は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、正当な理由なく第三者に漏らしません。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

二 サービス担当者会議等において利用者及びその家族の個人情報をを用いる場合、文書での同意を得るものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

一 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分周知する。

二 虐待の防止のための指針を整備する。

三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 前号第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

3 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（苦情・ハラスメント処理）

第12条 事業者は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者又はその家族等からの苦情・ハラスメント

に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申し立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。
- 4 事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

#### (業務継続計画の策定等)

第13条 事業所は、感染症や非常災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

#### (衛生管理)

第14条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

#### (身体拘束)

第15条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

#### (その他運営についての留意事項)

第16条 指定居宅介護支援事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1ヵ月以内
- 二 継続研修 年2回以上
- 三 虐待防止に関する研修 年1回
- 四 権利擁護に関する研修 年1回
- 五 感染症予防に関する研修 年1回
- 六 業務継続計画に関する研修 年1回

2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人グリーンウ

ッドとセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成17年5月1日から施行する。

平成19年4月1日 改定

平成21年4月1日 改定

平成22年4月1日 改定

平成23年4月1日 改定

令和2年4月1日 改定

令和7年4月1日 改定

令和8年4月1日 改定